

2024-2026年度退避オペレーション及び治安情報・セキュリティサービス提供に関する業務委託契約

(公告/公示日：2023年12月26日/公告番号：23a00876) について、以下のとおり回答いたします。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P.12	第2.2(1) 業務の概要	「2. 業務の概要(1)」履行期間(36ヵ月)と発注期間(35ヵ月)の違いをご教授いただけますでしょうか。	退避オペレーションが契約期間終了直前に発生した場合、契約期間の最終日を超えて実施される可能性があるため、発注期間と履行期間と分け、最終年度は2月末までを発注期間とし、履行期間は3月末までとしています。
2	P.13 P.20,21	第2.2(2) 1) ③ ※緊急退避オペレーションの対象者 第4.4.	・P.13およびP.20 別紙1 の緊急退避オペレーションの対象者…約1万人 ・P.21 別紙2 の緊急退避オペレーションの対象者…6289人 →対象者および試算上は1万人として考える認識でよろしいでしょうか。	現在、コロナ禍を経て滞在人数が復調傾向にあり、今後も滞在人数が増加する見込みであり約1万人と想定としています。試算上は対象者1万人で積算ください。
3	-	-	予定入札価格(上限額)の公表はありますでしょうか。 ある場合、いつ頃をご予定でしょうか。	JICAの入札においては、予定価格の公表は行っておりません。
4	P12	第2 1.(1) 業務の背景	「円借款事業又は無償資金協力事業の受注企業(サブコントラクターを含む)」とありますが、当該企業の社数および発注者より支援対象とする対象者数をご明示ください。 弊社はプロバイダ等実費が発生するアシスタンスサービスを手配する際、発注者(貴機構)様の責任者の承認をもってこれを実行いたします。「円借款事業又は無償資金協力事業」の受注企業(サブコントラクターを含む)が当該案件に関わる限りにおいて、須らく対象企業・団体等への弊社アシスタンス遂行に係るご承認いただけるものでしょうか。 また、一部当該企業・団体は弊社サービスをご享受いただける弊社の既存会員でもあり、貴機構による「円借款事業又は無償資金協力事業」以外においては、個社ごとのご契約に基づき、アシスタンスを提供しております。業務提供対象についてご明示頂けますようお願い致します。 さらに、発注者から対象企業・団体等への当該サービスに係る周知はどのような方法・内容となるのでしょうか。発注者がサービスを調達できているため、当該サービスを個別に契約する必要性がないと弊社既存会員が曲解されることを回避いたしたく、ご回答頂けますようお願い致します。	資金協力事業関係者の対象者数は、第4経費に係る留意点の別添2を参照ください。企業数の公表は行っていません。 一義的な安全配慮義務は雇用主が有しますので、資金協力事業関係者については、各所属企業が安全配慮義務を負っており、緊急事態における対応(退避等の判断含む)も、各企業の責任・指揮命令の下で行われるのが原則です。他方、緊急事態において、企業が自ら対応することが困難な場合においては、依頼に基づき、弊機構が本契約サービス等により、側面支援を行います。 そのため、対象企業・団体等に対しては、実際に事案が発生し、弊機構が退避を検討・判断する段階になった際に、情報提供と支援要望を確認することになります。
5	P12	第2 1.(2) 業務の目的	「国際協力事業関係者に対する緊急退避オペレーションを実施する」とありますが、上記通番1と共に、P21別添2(およびP13※緊急退避オペレーション対象者)に記載のある発注者と契約関係がない資金協力事業関係者や帯同家族も緊急退避の対象となりますか。 発注者と契約関係がない資金協力事業関係者や帯同家族の所属先が、発注者の契約とは異なる弊社との個別契約を有しており、当該契約に基づき、発注者の指示するオペレーションを希望された場合の判断、当該対象者に対する弊社オペレーションへの実行承認や発生するプロバイダ等の費用負担は、発注者の責任によるものとの理解で宜しいでしょうか。ご確認願います。	弊機構と契約関係が無い資金協力事業関係者(及びその帯同家族)については、一義的には当該事業者自身が加入している個別契約に基づき退避判断及びその費用負担を行うこととなります。したがって、弊機構による退避支援はあくまで事業者自身で退避が困難な場合等、道義的観点から側面支援を行うものです。
6	P12	第2 2.業務の概要(2)業務の内容1)①	「発注者による退避計画の策定」とありますが、退避計画策定は会員様からのご依頼の下、弊社で策定、実行手配を施すこともございます。退避計画の策定は、常時ご発注者によるものかご確認願います。	「発注者による退避計画の策定」とは退避実施に関する弊機構による意思決定とご理解ください。退避決定後の具体的な緊急退避オペレーション計画の策定は受注者の業務となります。

通番	該当頁	項目	質問	回答
7	P12	第2 2.業務の概要(2)業務の内容1)②	「発注者の退避計画に基づく緊急退避オペレーション計画の提出」とございますが、貴機構のご計画に対する弊社の計画とはどのようなものを指すのでしょうか。弊社では緊急退避オペレーション策定を発注者からのご依頼に基づき、弊社専門家が策定し、これを発注者のご承認を得た後、手配を実施いたします。基本的には発注者のご計画された緊急退避オペレーションを実行するものではありません。ご確認頂けますようお願い致します。また、平時に貴貴行において、将来の危機を想定し策定した緊急退避オペレーション計画について、コンサルティングサービスとして弊社が加筆修正を施すサービスもございます。かかるサービスご利用の可能性についてもご教示いただけますと幸いです。	回答No.6のとおり、具体的な緊急退避オペレーション計画は受注者の業務となります。その他、御社の特別な仕様・サービスがある場合、技術提案書にご記載ください。
8	P12	第2 2.業務の概要(2)業務の内容1)③	「所属部署名/活動国/地域名/企業名/個人名等の事前提出は行わない」とございますが、通番1の通り、社数、対象人数は入札に際しご提示いただきたく存じます。	対象人数については、第4経費に係る留意点の別添2に記載の対象者内訳を参考資料としてご活用ください。企業数の公表は行っていません。
9	P13	第2 2.業務の概要(2)業務の内容1)※	「発注者と契約関係がない資金協力事業関係者や帯同家族等約1,000人」の記載がございますが、このうち現在弊社と直接契約がある企業も多く存在します。弊社と個別契約があり、個社毎による個別判断次第では、緊急退避を含めた要求されるオペレーション(退避せず、現地での籠城を選択、等)が異なる可能性がございます。貴機構役員ではない退避オペレーションご提供対象者はどの区分でしょうか。ご確認をお願い致します。	支援対象者の内訳は、第4経費に係る留意点の別添2のとおりです。役員及びそれに類する契約形態の関係者ではない退避オペレーション対象者は、業務実施コンサルタント及び資金協力事業関係者です。一義的な安全配慮義務は雇用主が有しますので、弊機構の役員等の直接契約関係にある者以外は、所属先の企業や団体等が安全配慮義務を負っており、緊急事態における対応も、企業・団体等の責任・指揮命令の下で行われるのが原則です。他方、緊急事態において、企業・団体等が自ら対応することが困難な場合においては、依頼に基づき、側面支援(退避オペレーション支援)を行います。
10	P13	第2 2.業務の概要(2)業務の内容2)治安情報配信①	情報の配信や共有およびアドバイスの提供対象は、発注者と雇用・契約関係にある役員等に限定されるものと思料し、弊社と個別に契約されている企業・団体等に所属し、発注者の「円借款事業又は無償資金協力事業」に係らない役員は対象となりません。ご確認ください。また、配信対象者は、事前に対象者を特定することなく、情報受信を希望する貴機構職員個人により受信設定を行うことで情報取得が可能となります。さらにアドバイスは、渡航者や赴任者が個別の要件に基づき、弊社専門家へ当該アドバイス作成を依頼することで提供がなされます。ご確認願います。	ご理解の通り、治安情報配信、セキュリティ・アドバイスの提供は役員等の登録者に限定されます。ただし、安全配慮の観点から弊機構では様々な情報ソースから得た情報を独自に分析し、関係者に注意喚起情報として共有しており、その分析過程において、同登録者は上記治安情報配信やセキュリティ・アドバイスで得た情報も参考にします。
11	P13	第2 2.業務の概要(2)業務の内容3)セキュリティアドバイスの提供①	提供の対象者は、発注者と雇用・契約関係のある貴機構役員等(100名)に限定されると思料いたします。貴機構事業に参加される民間企業等は、弊社と個別のサービス(セキュリティ・アドバイス)提供契約を有している先が多数あり、サービス享受が重複する各企業は本契約の下での情報へのアクセスや共有はない(当該100名以外はアドバイスを受けられない)ものと思料いたします。ご確認ください。	回答No.10のとおりです。
12	P13	第2 3.受注者に求められる条件(1)	現在イラン、北朝鮮における緊急退避オペレーションは提供できません。また、紛争地域においても極めて限定的な対応となります。ご確認ください。	現状は承りましたのでその旨、技術提案書にご記載ください。
13	P13	第2 3.受注者に求められる条件(2)	拉致誘拐対応は、弊社サービスの対象外となります。発注者がかかる事案に遭遇し、弊社に支援をご依頼いただきますと、優先的に専門の対応業者をご紹介申し上げます。ご確認願います。	現状は承りましたのでその旨、技術提案書にご記載ください。
14	P13	第2 3.受注者に求められる条件(4)	警護エスコートの手配は可能な場合もございますが、状況に依るもので、ベストエフォートベースとなります。ご確認ください。	現状は承りましたのでその旨、技術提案書にご記載ください。
15	P13	第2 2.受注者に求められる条件(6)	弊社会員企業であれば、セキュリティコンサルティングサービスとして、年会費とは別途個別に当該費用を伴いご提供することは可能です。ご確認ください。	その他、御社の特別な仕様・サービスがある場合、技術提案書にご記載ください。
16	P14	第2 4.(1)成果物	アドバイス提供者は、データ主体の承認がある場合に限り、情報提供一覧表に記載が可能となります。ご確認ください	現状は承りましたのでその旨、技術提案書にご記載ください。
17	P14	第2 4.成果物(2)①	弊社では著作権・秘密情報の取扱いを内規で開示している「Data Protection Policy」に則り、適切にこれを取り扱います。是非をご確認願います。	「(2)著作権・秘密情報の取扱」に記載の手順を遵守ください。貴社内規において「(2)著作権・秘密情報の取扱」に記載の手順の実施が難しい項目がある場合は技術提案書にてその旨、ご記載ください。

通番	該当頁	項目	質問	回答
18	P14	第2 4. 成果物(2) ②	緊急退避時の個人データは、弊社データポリシーによって管理されるため、ご希望に基づく消去、返却が困難な場合がございます。当該業務上知りえた情報とは、他にどのようなものが想定されますか。	回答No. 17のとおりです。「業務実施上知り得た情報」とは、一般に公になっていないすべての情報になります。
19	P14	第2 5. 支払(1)	弊社は法人単位による会員制を敷いており、サービスご提供にあたり、オペレーション実施の有無とは別に、ご加入者(発注者)様には年会費をご契約年度の各期初にお支払いいただいております。つきましては、年会費支払に係る「前金払いの特約」のご設定をお願い申し上げます。また、弊社では緊急退避オペレーション実施等の実費発生終了後に当該請求書発行致します。貴機構における検査項目とその内容、検査に要する所要期間につきまして、ご教示いただけますようお願い申し上げます。	年会費の前払いについては可とします。年会費が必要な場合は、別途入札金額内訳書に年会費を計上して下さい。
20	P24	第5契約書(案)(業務内容の変更)第7条 1	「発注者は、必要があると認められるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。」とございますが、「事前に受注者と合意の上」との追記をいただくことは可能でしょうか。	「事前に受注者と合意の上」との追記は可能です。
21	P25	第5契約書(案)	第8条、第9条第1項、第11条、第13条第1項その他の本契約の規定に基づき、法的責任の限度額設定の規定として「受注者が発注者又は第三者に対して負う損害賠償額は、各事故ごとに、1,000,000USドルを超えないものとし、複数の事故が生じる場合でも、履行期間中の総計で1,000,000USドルを超えないものとする。」の一文を挿入することは可能でしょうか。あるいは、「損害賠償の額は、契約書に基づき、必要に応じて発注者及び受注者で協議する」旨の一文を設けることは可能でしょうか。損害賠償および損害遅延金(合わせて法的責任の限度額)に係る条項設定が無い場合、弊社は原則として入札に参加できません。ご検討賜りますようお願い申し上げます。	業務の性格上、ご提案にある一文を追加することはできかねます。貴社にて損害賠償保険への加入を含めてご検討ください。
22	P27	第5契約書(案)(支払)第15条	契約金額(年会費)の支払については、別途但し書きを設けて頂き「支払金額及び期日について別の定めがある場合にはそれに従う」とし、「前金払いの特約」を設け、この「別の定め」に適用いただけないでしょうか。ご確認願います。	回答No. 19のとおりです。
23	P. 12	第2 業務仕様書 1. 業務の背景及び目的 (1) 業務の背景	「2023年度中にスーダン及びニジェールにて、急速な治安悪化のため退避オペレーションを実施した。」とございますが、2021年度及び2022年度中に同様の退避オペレーションの実施はございましたでしょうか。あった場合、具体的にどの地域においてどのような事態が発生したかご教示をお願いいたします。	2021年度及び2022年度中には、第4経費に係る留意点の別添2の対象者を対象とした退避オペレーションはございませんでした。なお、2021年8月にはアフガニスタンで旧政権が倒れタリバン暫定政権が樹立した際に現地職員を対象とした退避オペレーションを行いました。
24	P. 12	第2 業務仕様書 2. 業務の概要 (2) 業務の内容 ②緊急退避オペレーション計画	「発注者の退避計画に基づく緊急退避オペレーション計画の提出」とありますが、「退避計画」とは平時から事前に用意するマニュアルのような物を指しますか？また「緊急退避オペレーション計画の提出」とありますが、これは対象国別及び当該退避事案ごとに作成・提出するものでしょうか？	「発注者の退避計画に基づく緊急退避オペレーション計画」とは、発注者による計画より更に詳細で退避経路の確保及び警護エスコートの手配、脱出用のフライト予約等、緊急退避の実施にかかる具体的なオペレーションになります。平時から事前に準備するマニュアルではありません。また、退避事案ごとに作成・提出いただきます。
25	P. 13	第2 業務仕様書 2. 業務の概要 (2) 業務の内容 2) 治安情報発信	万一、業務委託契約中に弊社の危機管理システム自体の変更や運用変更が発生した場合、それらの変更内容を受け入れて頂くことは可能でしょうか？	契約書 第7条(業務内容の変更)に該当する場合は可能です。
26	P. 13	第2 業務仕様書 (2) 業務の内容 (3) セキュリティ・アドバイスの提供	①内に「登録者数約100名を想定」とございますが、この登録者とは具体的にどのようなお立場(貴構役職者など)の対象者を想定されておりますでしょうか？また、過去の具体的な情報要求事例があればご教示頂けますでしょうか？	治安情報配信、セキュリティ・アドバイスの提供は役職員等の登録者に限定されます。ただし、安全配慮の観点から弊機構では様々な情報ソースから得た情報を独自に分析し、関係者に注意喚起情報として共有しており、その分析過程において、同登録者は上記治安情報配信やセキュリティ・アドバイスで得た情報も参考にします。情報要求は様々で、各地域・国・都市の治安情報や個別事件・事案がございます。
27	P. 13	第2 業務仕様書 1. 業務の概要 3) セキュリティ・アドバイスの提供	②緊急度に応じて最長3日(72時間)以内に回答が必要とありますが、平日・休日を問わず最長3日(72時間)以内との理解で宜しいでしょうか？	平日・休日を問わず最長3日(72時間)以内と認識ください。

通番	該当頁	項目	質問	回答
28	P. 13	第2 業務仕様書 3. 受注者に求められる条件 (2) 各種セキュリティ事案対応 及び(5)緊急退避支援実績	緊急退避支援の実績とございますが、弊社日本支社としての実績のみを指すのか、それともグローバル展開する弊社グループ会社全体の実績を含むのか、ご教示頂けますでしょうか？	日本支社、グループ会社全体分けて技術提案書にご記載ください。
29	P. 13	第2 業務仕様書 3. 受注者に求められる条件 (3) 自社コールセンター設置	「日本語及び英語での対応が可能な自社コールセンターを、日本を含めた2か国以上に設置していること」とありますが、2か国以上に設置が必要な理由はどのようなものでしょうか？（BCP対策なのか、或いはそれ以外の理由がございますか？）	ご理解の通り、BCP対策としての設置状況を条件としています。
30	P. 14	第2 業務仕様書 5. 支払	「緊急オペレーション実施等の実費部分が発生した場合、受注者が必要経費を立て替えて支払い～実費精算を行う。」とございますが、高額実費が想定される場合には、ご承認を頂いたうえで前払いをお願いする事は可能でしょうか？	原則後払いとなりますが、特別高額になる場合、ご相談ください。基準となる金額等は、契約締結後に協議させていただきます。
31	P. 21	別添2 緊急退避オペレーションの 対象者	緊急退避オペレーションの対象者表内に「海外協力隊(1,240名)」とございますが、当区分には「青年海外協力隊」及び「シニア海外協力隊」を含みますでしょうか？	現在、制度上は「青年海外協力隊」及び「シニア海外協力隊」の分けはなくなり一律に「海外協力隊」となっていますが、実質は従来の制度の「青年海外協力隊」及び「シニア海外協力隊」を含んだ数となります。
32	P. 4	入札説明書 (5)競争参加資格の確認	競争参加資格の提出方法を確認させてください。	以下の通り、変更します。 (変更前) 競争参加資格を確認するため、以下の1)を「4. 手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」まで、電子メールで提出してください。 (変更後) 競争参加資格を確認するため、 <u>電子入札システム</u> より以下の1)を提出してください。